



## 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組状況について

～健康診断結果等の情報提供はされているものの、事後措置は6割に留まる～

山梨労働局(局長 山口 晃)では、県内事業場の定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組状況を把握するため、労働者50名以上の事業場を対象に自主点検(アンケート方式による点検)を実施しました。

### 1 結果概要等は以下のとおりです。

#### (1) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断に係る実施事項等

健康診断結果の労働者への通知はほぼ全事業場において実施され、医師からの意見聴取、保健指導、改善に向けた情報提供は8割以上の事業場で実施されている。

しかし、労働時間の短縮等の事後措置、労働者に対する食生活改善等に向けた指導は、約6割の事業場での実施に留まっている。

#### (2) 継続的かつ計画的な健康教育等の実施

労働者に対する健康教育、健康相談等は、約7割の事業場が実施している。

一方、健康確保に向け、労働者が自ら健康教育等を利用しているかを把握していない事業場が半数以上となっている。

#### (3) 有所見率の改善に向けた計画的な取組の実施状況

「定期健康診断の有所見率改善に向けた計画」を作成している事業場は半数以下となっており、産業医の活用、労働衛生週間等を利用した啓発活動等についても、半数程度の実施となっている。

### 2 今後は各事業場において下記の取組が必要です。

(1) 健康診断結果に基づく適正な事後措置(労働時間の短縮、時間外労働の制限、作業の転換、就業場所の変更等)を確実に行うこと。

(2) 労働者の健康状況に応じた具体的な内容の保健指導、健康教育等を行うとともに、労働者自らの健康確保への取組状況を把握したうえで、継続的かつ計画的に教育等を実施していくこと。

(3) 定期健康診断における有所見率改善に向けた具体的な計画を作成し、個々の労働者や事業場内での取組状況等を評価し、今後の計画に反映させること。

自主点検項目の詳細は(資料 1)

## (参考)

### 定期健康診断の有所見率の状況

定期健康診断<sup>1</sup>の有所見率<sup>2</sup>は、増加する傾向にあり、全国平均では平成20年以降50%を上回っています。山梨県においては、平成17年に全国より早く50%を超え、平成21年には56.5%と全国平均の52.3%を上回る状況になっています。(資料 2)

また、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下「脳・心臓疾患」という。)による労災請求は毎年あり、脳・心臓疾患の発生防止の徹底を図ることが必要な状況にあります。

このような状況を受け、山梨労働局においては、平成22年9月に「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組事項」<sup>3</sup>を策定し、労働者の健康保持増進対策を適切に推進して、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組を促進しております。

1 (労働安全衛生規則第44条及び第45条の規定による健康診断)

2 (健康診断を受診した労働者のうち異常の所見のある者)

3 「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組事項」については、

山梨労働局H.Pの下記インデックスに掲載しています。

《労働者の安全と健康 - 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取り組みについて》

### 山梨労働局、各労働基準監督署における取組

定期健康診断において有所見となった状態を改善するためには、一般に、栄養の改善、適切な運動の実施、勤務時間等の就業上の配慮等が有効であり、これらは、労働者への保健指導、健康教育、健康相談等に基づく取組、また、有所見者への労働時間の短縮等の就業上の措置等が重要なことから、下記事項について取組を進めていきます。

- (1) 有所見率改善に向けた取組について、使用者団体、業種別団体、災害防止団体等が主催する各種会議や説明会等あらゆる機会をとらえて、周知啓発を行います。
- (2) 各労働基準監督署においては、有所見率が全国平均よりも高い又は増加が大きい事業場や業種等の集団に対して、周知啓発を行うとともに、脳・心臓疾患関係の主な検査項目の有所見率や取組状況等を踏まえ、特定の事業場については、事業者の理解を得た上で、重点的に、取組の要請等を行います。
- (3) 全国労働衛生週間及びその準備期間において、業界団体等や健康診断機関等に対し、重点的に、本取組を実施するよう要請等を行います。

自主点検の対象事業場数：846 (労働者数50名以上の事業場 平成22年9月現在)

自主点検回答事業場数：598 (約70%)

～各事業場の皆様 御協力ありがとうございました。～